

住所  
会社名  
役職名  
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について（冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書等）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、冷凍したくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）について、下記のとおり報告を求めることとしたので、様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣あてに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について」（平成28年6月1日付農林水産省指令28水管第453号）及び「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく蓄養くろまぐろに関する報告の徴収について」（平成20年6月4日付農林水産省指令20水管第607号）は、平成30年4月1日付で廃止するので、御了知ありたい。

平成30年3月6日

農林水産大臣

## 記

### 1. 趣旨

まぐろ類については、各地域漁業管理機関において資源の保存管理のための措置が講じられている。我が国は、まぐろ類の世界有数の漁業国・輸入国としての立場から、まぐろ類の国際的な保存管理措置の効果を損なうことなく、まぐろ類資源の保存及び管理の強化を図るため、法第10条に基づき輸入されるまぐろ類に関する必要な報告の徴収を実施することとする。

### 2. 報告の内容等

- (1) 冷凍したくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする場合及び冷凍したきはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除

く。)又はその他のかじきを船舶により輸入しようとする場合には、輸入しようとする日の10日前までに、平成30年3月6日付け輸入注意事項30第2号又は平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号に基づき農林水産大臣の確認書(以下「確認書」という。)の交付を申請する際に、次の各号に掲げる事項について様式1を4に従い提出することとする(正本1通、写し2通)。

確認書の交付の申請をNACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)貿易管理サブシステムにより電子申請で行う場合には、添付書類として様式1の写しを提出することとする。また、様式1の「電子申請番号」欄に電子申請番号を記入したものを(2)の報告と併せて4に従い提出することとする(郵送も可とする)。

冷凍したきはだまぐろその他のまぐろ(びんながまぐろを除く。)又はその他のかじきを航空機で輸入する場合については、輸入しようとする日の10日前までに、次の各号に掲げる事項について様式1を4に従い提出することとする(正本1通、写し2通。郵送は不可とする)。

- (ア) 輸入しようとする冷凍まぐろ類を漁獲した漁船
- (イ) 運送
- (ウ) 輸入予定年月日
- (エ) 輸入後の販売先
- (オ) 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報
- (カ) 海運貨物取扱業者(該当する場合のみ)

冷凍したきはだまぐろその他のまぐろ(びんながまぐろを除く。)及びその他のかじきを航空機で輸入する場合には、以下の書類を添付すること。

- (ア) 航空貨物運送状等の写し 1通
- (イ) インボイス又は契約書等の写し 1通
- (ウ) 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し 1通
- (エ) 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁船の船籍が過去に変更されたことがある場合は、前船籍の船舶国籍証書の写し 1通
- (オ) 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁獲した漁船が台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合には、以下の書類の写し 1通
  - ① 台湾船籍の場合  
台湾区遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會発行の「冷凍鮪生魚片証明書」
  - ② 中国船籍の場合  
当該漁船の船主がIUU漁船の船主と無関係であることを証する中華人民共和国農業部漁業局の証明書
  - ③ フィリピン船籍の場合  
OPRT Philippines, Inc.発行の「Certificate of Proper Philippine Tuna Products」
  - ④ インドネシア船籍の場合  
Indonesia Tuna Association発行の「Certificate of Proper Indonesian Tuna Products」

- (カ) 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁船の所有者と使用者が異なる場合は、所有者及び使用者が確認できる書類（チャーター契約書等）の写し 1通
- (キ) 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁船が大型まぐろ漁船であって、当該冷凍まぐろ類が大西洋（地中海を含む。）、東部太平洋、インド洋若しくは中西部太平洋の洋上又は当該海域に沿う港内において運搬船に転載された場合は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）又は中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）が勧告に規定する転載申告書（Transshipment Declaration）の写し 1通
- (ク) 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁船が操業した海域が大西洋（地中海を含む。）、東部太平洋、インド洋又は中西部太平洋の場合は、関係する地域漁業管理機関のウェブサイトの漁獲許可船リストに掲載された漁船情報の写し 1通
- (ケ) 当該冷凍まぐろ類が蓄養されたものである場合、関係する地域漁業管理機関のウェブサイトの正規蓄養場リストに掲載された蓄養場に係る情報の写し 1通

なお、（ア）～（ケ）に掲げる書類のほか、必要に応じて書類を求めることがある。

（2）冷凍まぐろ類を輸入した場合には、輸入した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項について様式2により農林水産大臣宛てに報告することとする。報告書は、4に従い提出することとする（郵送は可とする）。なお、様式2には、当該輸入にかかる様式1の報告書の写し並びに漁獲した漁船別に魚種別製品形態及び重量を確認できる書類（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に基づき国土交通大臣の免許を受けた検定機関が発行した検量証明書、入庫報告書、税関が発行した輸入許可通知書等）の写しを添付することとする。

- （ア）確認書に記載された確認番号
- （イ）輸入年月日
- （ウ）様式1による報告年月日
- （エ）輸入しようとする冷凍まぐろ類を漁獲した漁船
- （オ）輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報
- （カ）輸入後の販売先
- （キ）海運貨物取扱業者（該当する場合のみ）

なお、法第11条において、「報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の過料に処する」と規定されていることに十分留意されたい。

### 3. 記入要領

（1）冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）

（ア）輸入しようとする冷凍まぐろ類を漁獲した漁船に関する事項

輸入しようとする冷凍まぐろ類を漁獲した漁船ごとに作成すること。

- ① 報告者名：会社名又は個人名を記入するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。

- ② 押印：代表者印を押印する。なお、代表権者が署名した場合には、押印を省略することができる。
- ③ 担当者名：本報告について水産庁から問合せをする場合、対応する担当者名を記入する。
- ④ 通し番号：平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号又は平成30年3月6日付け輸入注意事項30第2号に基づく確認申請書に記載された複数の漁船の漁獲物をまとめて報告する場合は、当該確認申請書「Ⅱ輸入の内訳」の「番号」と同じ通し番号を右上の「通し番号」の欄に記入すること。
- ⑤ 船名：アルファベットで記入する。蓄養の場合には、蓄養場の名称を記入する。
- ⑥ 船籍：冷凍まぐろ類を漁獲した漁船の船籍を記入する。蓄養の場合には、蓄養場が所在する国を記入する。
- ⑦ 前船名及び前船籍：前船名及び前船籍がある場合に記入する。
- ⑧ 漁業種類：該当するものにを記入する。該当する漁業種類がない場合は、その他の欄に具体的に記入する。
- ⑨ 漁船の長さ：全長を記入する。やむを得ない事情により、全長がわからない場合は、登録長を括弧内に記入する。蓄養の場合は記入不要とする。
- ⑩ 所有者及び使用者：漁獲した漁船の所有者と使用者が異なる場合は、両方の会社名、住所を記入する。定置網及び蓄養等の場合には、所有者欄に事業者の名称及び所在地を記入する。

#### (イ) 運送に係る事項

- ① 運送方法：該当するものにを記入する。船舶により運送する場合には、船名、航海番号及び運航者の名称（船荷証券を発行した会社）を記入する。航空機により運送する場合には、船名欄に航空会社コード（英語表記）、航海番号欄に便数、運航者の名称欄に航空会社名、船荷証券番号欄に航空貨物運送状番号、陸揚予定港欄に到着飛行場名を記入する。
- ② 陸揚予定港：当該冷凍まぐろ類を陸揚げする予定港（船荷証券の Port of Discharge）を記入する。なお、複数の港で陸揚げする場合や陸揚げ後に陸送する場合には、日本国内の最初の到着地を記入する。また、報告時に「貨物到着案内（Arrival Notice）」が発行されている場合には、その写しを添付するとともに、貨物到着案内に記載された到着地を記入する。

#### (ウ) 輸入後の販売先

販売先が複数の場合は、全ての販売先を記入する（販売先が確定していない場合にあっては、予定販売先を記入する。）。

#### (エ) 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種別・漁獲海域毎に記入すること。

- ① 製品形態：ラウンド（RD）、セミドレス（GG）、ドレス（DR）、フィレ（FL）、その他（OT）の略号で記入する。大西洋くろまぐろのOTの場合には、製品形態を具体的に記入する（例：LOIN）。

みなみまぐろの場合は、ラウンド（RD）、えらはら抜き・尾付き（GGO）、えらはら抜き・尾なし（GGT）、ドレス・尾付き（DRO）、ドレス・尾なし（DRT）、フィレ（FL）、その他（OT）の略号で記入する。

- ② 重量：冷凍したくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ及びびめかじきについては、漁獲証明書及び統計証明書に記載された重量のとおり記入する。冷凍したきはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びその他のかじきについては、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位まで記入する。
- ③ 漁獲時期：当該冷凍まぐろ類が漁獲された年月を記入する。蓄養の場合は、当該冷凍まぐろ類が蓄養の生簀から取り上げられた（収穫された）年月を記入する。
- ④ 漁獲海域：以下の略号で魚種別に記入する。
- AT：大西洋（地中海除く。）
  - MED：地中海
  - IN：インド洋
  - PE：東部太平洋（西経150度以東）
  - PCW：中西部太平洋（西経250度以西）

#### （2）冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）

- （ア）確認書に記載された確認番号：確認書に記載された確認番号を記入する。
- （イ）輸入年月日：税関の許可又は承認を受けた年月日とする。
- （ウ）輸入後の販売先：販売先が複数の場合は、全ての販売先を記入する。
- （エ）輸入した冷凍まぐろ類の漁船別魚種別情報：漁船別に魚種、製品形態、重量、漁獲時期、漁獲海域、船籍地（港）を記入すること。

#### 4. 報告書の提出先

報告書は水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

（郵送先）

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

#### 附則

この指令書は、平成30年4月1日から施行する。

(様式1)

冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書

農林水産大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

報告者名 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

(署名した場合には押印を省略することができる。)

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以下のとおり報告します。【電子申請場合：電子申請の受付番号 \_\_\_\_\_】

1. 漁獲した漁船 (※通し番号：1 )						
※確認書の申請時に提出した確認申請書の「Ⅱ 輸入の内訳」に記載した番号を記入する。						
船名			前船名			
船籍			前船籍			
漁業種類	<input type="checkbox"/> 超低温冷凍はえ縄 <input type="checkbox"/> その他のはえ縄 (生鮮船等) <input type="checkbox"/> まき網 <input type="checkbox"/> 定置網 <input type="checkbox"/> 蓄養 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
IMO番号						
建造年	年	建造所	(国)	全長 (登録長)	m ( m )	
所有者	会社名					
	住所					
使用者	会社名					
	住所					
2. 運送						
運送方法	<input type="checkbox"/> 漁船	<input type="checkbox"/> 運搬船	<input type="checkbox"/> コンテナ船	<input type="checkbox"/> 航空機	船名	航海番号
運行者会社名						
陸揚予定港			船荷証券番号			
3. 輸入予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
4. 輸入後の販売先						
				TEL	( )	
				TEL	( )	
5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報						
魚種	製品形態	重量 (kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地 (港)	
6. 海運貨物取扱業者 (いわゆる乙仲) 名			受付番号 (水産庁が記載)			

確認申請書の「Ⅱ 輸入の内訳」に記載した漁船が複数ある場合、2隻目以降の漁船については、以下の様式を使用する。

1. 漁獲した漁船（※通し番号： ）						
※確認書の申請時に提出した確認申請書の「Ⅱ 輸入の内訳」に記載した番号を記入する。						
船名		前船名				
船籍		前船籍				
漁業種類	<input type="checkbox"/> 超低温冷凍はえ縄	<input type="checkbox"/> その他のはえ縄（生鮮船等）	<input type="checkbox"/> まき網			
	<input type="checkbox"/> 定置網	<input type="checkbox"/> 蓄養	<input type="checkbox"/> その他（			
IMO番号						
建造年	年	建造所	(略)	全長(登録長)	m ( m)	
所有者	会社名					
	住所					
使用者	会社名					
	住所					
2. 運送 通し番号1の内容に同じであるため、記載を省略する。						
運送方法	<input type="checkbox"/> 漁船	<input type="checkbox"/> 運搬船	<input type="checkbox"/> コンテナ船	<input type="checkbox"/> 航空機	船名	航海番号
運行者会社名						
陸揚予定港				船荷証券番号		
3. 輸入予定年月日 年 月 日						
4. 輸入後の販売先						
					TEL	( )
					TEL	( )
5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報						
魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)	

(様式2)

### 冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書

農林水産大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

報告者名 \_\_\_\_\_

⑩

(署名した場合には押印を省略することができる。)

担当者名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以下のとおり報告します。

1. 確認書の申請時に水産庁が交付した様式1の写しに記載された受付番号 (電子申請の場合は、電子申請の受付番号)					
-----					
2. 輸 入 年 月 日		年 月 日			
3. 様式1による報告年月日		年 月 日			
4. 漁獲した漁船(通し番号: 1 ) ※ 漁船ごとに記載すること。					
船名				船籍	
5. 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報 ※ 漁船ごとに記載すること。					
魚 種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
6. 輸入後の販売先					
				TEL	( )
				TEL	( )
				TEL	( )
7. 海運貨物取扱業者(いわゆる乙仲)名					



同じ確認書に記載された複数の漁船に係る魚種別情報を報告する場合には、2隻目以降の漁船については、以下の様式を使用する。

<p>4. 漁獲した漁船（通し番号：            ）</p> <p>※ 漁船ごとに記載すること。「通し番号」には、確認書の申請時に提出した確認申請書の「Ⅱ 輸入の内訳」に記載した番号を記入する。</p>					
船名					船籍
<p>5. 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報 ※ 漁船ごとに記載すること。</p>					
魚 種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
<p>6. 輸入後の販売先</p> <p>※ 販売先が同じ場合には、「通し番号1の内容に同じ」という記載で良い。</p>					
				TEL	(        )
				TEL	(        )
				TEL	(        )